

議案第17号

財産の処分について議決を求める件

財産の処分について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

次のとおり財産を処分する。

1 財産の種類、面積及び所在地

種類	面積	所在地
土地	24,104.36平方メートル	霧島市溝辺町麓字山神321番9及び隼人町西光寺字東免2427番17

2 処分金額 650,273,758円

3 処分の相手方 福岡市博多区店屋町7番18号
株式会社渡辺興産

(提案理由)

鹿児島臨空団地の一部を処分しようとするものである。